

第19回建築関係訴訟委員会・第25回建築関係訴訟委員会分科会議事要旨

- 1 日 時 令和3年3月18日（木） 午前10時00分
- 2 場 所 最高裁判所中会議室（2階）
- 3 出席者（敬称略。ウェブ会議にて参加した委員等については○印を付した。）

【委員】

○吉野博（委員長），○緑川光正（委員長代理），○大森文彦，○坂本功，
○竹川忠芳，田中信義，○井上勝夫，○左知子，○辻本誠，○奥山信一，○
福和伸夫

【オブザーバー】

田中一彦（東京地裁判事），○中川博文（大阪地裁判事）
○今井浩（日本建築学会事務局），○片寄尚（同左）

【事務局】

門田友昌（民事局長），岩井一真（民事局第一課長），南宏幸（民事局参事官）

4 議事

(1) 開会の宣言

(2) 分科会長及び分科会長代理の指名について

吉野委員長が、緑川委員長代理を分科会委員に、自身を分科会長にそれぞれ指名した。

吉野分科会長が、緑川分科会委員を分科会長代理に指名した。

(3) 鑑定人候補者推薦依頼事案等について

事務局から、前回の委員会（平成31年3月4日）以降に依頼があった鑑定人候補者推薦依頼事案の経過が報告された。

(4) 鑑定結果等の結果還元スキームについて

事務局から、前回委員会において実施が了承され、具体的項目については委員長に一任されたアンケートにつき、委員長の了解の下で完成した旨の報告がされた。

その上で、前回委員会後に終局した事件について鑑定人及び裁判体にアンケートを実施したこと及びその結果が報告され、これを踏まえた意見交換が行われた。

【主な発言】

（推薦依頼事案における建築学会との事前協議について）

- ・ 事案に適した専門分野の専門家を選定するためには、事務局において建築学会と打合せをすることが有益であると思う。鑑定人を選任したい裁判所の側では建築の専門知識がないためどのような分野の人をお願いすればよいか分からず、他方で建築学会の側では法的知識が必ずしも十分でないため何が問題となっているのかが分からないことがある。事案によっては、このギャップを埋めるために事前の打合せを行い、どのような専門分野の専門家を選任すべきかを事前に協議した上で、建築学会において候補者の選定を行うという工夫が考えられる。

（各庁からの推薦依頼方法について）

- ・ 建築関係訴訟委員会による鑑定人候補者推薦スキームについては、推薦を依頼する下級裁が独自に候補者を探す努力をしなくとも利用できるものと考えている。

せっかくの推薦スキームが十分に活用されないのでは意味がないため、この点について下級裁に誤解があるのであれば、その誤解を解くため、最高裁から下級裁に周知することが相当である。

(鑑定料について)

- ・ 裁判所からの鑑定依頼を引き受けた際、鑑定料の金額を聞かれたが、いくらと答えるべきか分からず非常に困った経験がある。
- ・ 裁判所から鑑定料について希望する金額を問われた鑑定人が困らないような方策を検討すべきではないか。

(5) 日本建築学会・司法支援建築会議の取組について

緑川委員長代理から、司法支援建築会議の全体会議及び各分会（支援分会、調査研究分会及び普及・交流分会）並びに各支部における近年の活動状況について報告がされた。

(6) 近時の建築関係訴訟事件の動向等について

ア 近時の事件動向について

事務局から、令和2年までの建築関係訴訟事件の動向等について説明がされた。

イ 東京地裁から報告

東京地裁から、近時の事件動向として、マンション等の外壁タイルの剥離・浮き等が問題となっている事件が増加傾向にあること等が報告された。

また、近時の取組として、建築事件の基本三類型（追加変更工事、工事の瑕疵、出来高）についての「審理モデル」を策定し、判例タイムズに掲載したこと等が報告された。

ウ 大阪地裁から報告

大阪地裁から、近時の事件動向として、店舗用建物の改装・改修工事の事案や外壁タイルをめぐる事案が増加傾向にあること等が報告された。

また、審理運営上の工夫として、基本書証の有無を押さえ、時系列を把握し、専門家に確認すべき事項を早期に選別するなどの基本を徹底している、期日での到達点や次回以降の準備事項を調書に記載したり、事務連絡として当事者に送付したりするなどして、当事者との間で認識の共有を図っている、などの報告がされた。

エ 意見交換

以上の報告に基づいて、意見交換を行った。

【主な発言】

- ・ 外壁の剥離やリフォームの紛争が増えているとの報告があったが、マンションの老朽化が背景にあるように思われる。住宅リフォーム・紛争処理支援センターでも外壁タイル剥離の相談が多いと聞いている。そもそも施工時の瑕疵なのか、経年劣化によるものなのかの判定が難しい事案が多いようである。

(7) 元請・下請間の建築紛争について

ア 東京地裁、大阪地裁から報告

東京地裁、大阪地裁から、元請・下請間の建築紛争の実情について報告があった。

イ 意見交換

以上の報告に基づいて、意見交換を行った。

【主な発言】

- ・ 司法支援建築会議の調査研究部会では、昨年度、ゼネコンの構造担当者と既成コンクリート杭の専門工事業者を招いて、主に品質チェックに関する発表を受けて意見交換をする機会を設けた。普及・交流部会からは、①未契約時点での工事着工が慣例的に行われているようだが、このような実態は見直すべきである、②元請側から示される見積り作成のための情報や検討期間が不足していることが紛争の原因となっているのではないか、③工事中に設計変更がされることが多い中で、その変更に係る金額の精算方法が具体的に定められていないということが課題ではないか、④元請・下請間ではどうしても主従関係が生まれやすく、パワーバランスの欠如に由来する紛争にどのように対処するかを検討すべきではないかとのコメントを得ている。

(8) 次回の予定等について

本委員会については、引き続き2年に1回開催することとし、次回は令和4年度に開催することが確認された。

以 上